

第3回定例会 予算決算委員会（全体会） 会議録

=====
日 時 令和6年9月20日（金曜日）
午後1時開会、午後1時46分閉会
場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 審査内容
議案第66号 令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)について
認定第 1号 令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について
認定第 2号 令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について
認定第 3号 令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について
認定第 4号 令和5年度 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合
一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 4 閉 会
-

出席委員（20名）

委員長	平石 勝司
副委員長	矢口 勝雄
委 員	古沢 喜幸
委 員	吉田 千鶴子
委 員	海老原 一郎
委 員	篠塚 昌毅
委 員	小坂 博
委 員	鈴木 一彦
委 員	下村 壽郎
委 員	島岡 宏明
委 員	勝田 達也
委 員	目黒 英一
委 員	奥谷 崇
委 員	福田 勝夫
委 員	平岡 房子
委 員	根本 法子
委 員	田中 義法
委 員	滝田 賢治

委員 吉田 直起
委員 柳澤 健二

欠席委員（4名）

委員 竹内 裕
委員 寺内 充
委員 今野 貴子
委員 菅井 歩美

事務局職員出席

次長 元川 宏
次長補佐 小野 聡
主査 津久井 麻美子
主幹 高橋 陽平
主事 古宮 英剛

傍聴者（0名）

○平石委員長 ただ今から、予算決算委員会を開催いたします。本日は補正予算と決算の審査を行います。審査の流れですが、歳入と各分科会の報告を行い、報告に対する質疑をした上で予算決算委員会としての採決を行います。その後、各報告書をまとめてまいりますので、よろしく願いいたします。それでは、協議事項の審査に入ります。では、サイドブックス、予算決算委員会、令和6年、9月20日開催の御準備をお願いいたします。まず、議案第66号令和6年度土浦市一般会計補正予算（第2回）についてを議題といたします。それでは歳入から順に審査結果を報告いたします。サイドブックス予算決算委員長報告書（議案第66号歳入）を御覧ください。では御報告いたします。御報告申し上げます。議案第66号のうち、歳入の審査における主な内容を申し上げます。第16款国庫支出金、第1項国庫負担金は、介護保険特別会計の前年度精算に伴う、低所得者保険料軽減負担金の増であります。第2項国庫補助金は、産後ケア事業に係る母子保健衛生費補助金のほか、小中学校の学校保健特別対策事業費補助金などの増であります。第4項国庫交付金は、国による物価高対策に係る重点支援地方交付金及び住宅・建築物の耐震化に係る社会資本整備総合交付金の増であります。第17款県支出金、第1項県負担金は、介護保険特別会計の前年度精算に伴う、低所得者保険料軽減負担金の増であります。第2項県補助金は、既存建築物の耐震診断事業補助金の増であります。第3項県委託金は、中学校の部活動地域移行等委託金の増であります。第20款繰入金金は、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和5年度決算剰余金に係る、一般会計への繰入金の増であります。第21款繰越金は、令和5年度一般会計決算に伴う、繰越金の増であります。全ての審査が終了したことから、賛否を確認したところ、全員原案に賛成でありました。以上で報告を終わります。次に、サイドブックス総務市民分科会長報告書（議案第66号歳出）をお開きください。それでは総務市民分科会長より御報告を願います。

○奥谷総務市民分科会長 御報告申し上げます。議案第66号のうち、付託されました、総務市民分科会所管分の審査において、議論された主な内容を申し上げます。第2款総務費は、市役所旧本庁舎の早期売却に向け、敷地の境界を確定させるための地積測量等委託料の増のほか、令和5年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるための、財政調整基金積立金の増などであります。第8款消防費は、南分署・荒川沖消防署を統合した新消防署庁舎の候補地選定のための土地鑑定料の増であります。第2表債務負担行為補正の公共施設包括管理委託料は、施設管理に係る安全性向上や事務の効率化等を図るため、従来は、施設や業務ごとに発注していた保守点検や修繕等の業務について、複数の施設、業務を一括して委託する包括管理業務委託を導入するに当たり、複数年契約を締結する必要があることから、債務負担行為の期間と限度額を設定するものであります。全ての審査が終了したことから、当分科会に付託されました議案第66号の歳出に対して、賛否を確認したところ、全員原案に賛成でありました。以上で報告を終わります。

○平石委員長 つぎに、サイドブックス文教厚生分科会長報告書（議案第66号歳出）をお開きください。それでは文教厚生分科会長より御報告願います。

○矢口文教厚生分科会長 御報告申し上げます。議案第66号のうち、付託されました

文教厚生分科会所管分において、審査された主な内容を申し上げます。第3款民生費、第1項社会福祉費は、ふれあいセンターながみねの高圧ケーブルなどについて、平成15年の事業開始以降、更新を行っておらず、劣化により停電が発生する恐れがあることから、更新工事を行うための工事費の増などです。第2項児童福祉費は、産後ケア事業の短期入所型について、利用希望者の顕著な増加が見られ、委託料が不足する可能性が想定されることに伴う委託料の増であります。第9款教育費、第1項教育総務費は、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業について、茨城県より本市へ政策課題への対応推進のための実証事業として、委託されることに伴う委託料の増などです。第3項中学校費は、医療的ケアを必要とする生徒が通学する市立中学校に看護師を派遣するための委託料の増などです。第4項社会教育費は、令和6年度末をもって閉館する配置方針が示されている青少年の家解体の事前調査として、アスベストの含有調査を実施するための委託料の増などです。第2表債務負担行為補正は、放課後児童クラブと放課後子供教室の契約を一体、かつ3年間の複数年とすることにより、委託事業者の長期的視野に基づいた運営や、職員の長期的な雇用、労働条件の向上などを目的として、債務負担行為を設定するものであります。全ての審査が終了したことから、当文教厚生分科会に付託されました議案に対して、賛否を確認したところ、全員原案に賛成でありました。なお、第3款民生費、第2項児童福祉費の産後ケア事業については、周知に努め、利用者の増加を図ること。第2表債務負担行為補正の放課後児童クラブ運営委託料及び放課後子供教室運営委託料については、価格競争による利用者へのサービス低下を招くことのないように、入札資格等について、考慮することとの意見がございましたことを申し添えます。以上で報告を終わります。

○平石委員長 次に、サイドブックス産業建設分科会長報告書（議案第66号歳出）をお開きください。本日は産業建設分科会副会長が欠席のため、私が産業建設分科会長ですので報告をいたしたいのですが、予算決算委員長でもありますので、代読を下村委員よりお願いいたします。

○下村産業建設分科会委員 御報告申し上げます。議案第66号のうち、産業建設分科会に付託されました所管分において審査された主な内容を申し上げます。第5款農林水産業費の機構集積支援事業は、平成28年度に、国の交付金である経営転換協力金を受領した農家が、交付金の要件を満たさなくなったため、返還義務が生じたものであり、交付金を国へ返還するための返還金の増であります。第6款商工費のわくわく茨城生活実現事業は、東京圏からの移住者に対して、移住支援金を交付した方が、3年未満で市外へ転出し、要件を満たさなくなったことから、移住支援金の返還が生じ、国及び県に移住支援金を返還するための返還金の増であります。第7款土木費第2項道路橋梁費急傾斜地崩壊対策事業は、茨城県が事業主体となり東真鍋地区、木田余地区の急傾斜地崩壊防止工事を実施しておりますが、木田余地区の工事費が増額となったことに伴う負担金の増であります。第4項都市計画費の建築物耐震化推進事業は、木造住宅耐震診断士派遣事業において、当初予算の10件分に対し、20件の申し込みがあったことから、追加実施に伴う委託料の増であります。第3表地方債補正は、急傾斜地崩壊対策事業に

おける木田余地区の急傾斜地崩壊防止工事において、工事費が増額になったことに伴い、地方債の限度額を増額するものです。全ての審査が終了したことから、当分科会に付託された議案第66号の歳出に対して、賛否を確認したところ、全員原案に賛成でありました。以上で報告を終わります。

○平石委員長 では歳出について各分科会長報告への質疑や御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 質疑も無いようなのでここで採決いたします。議案第66号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は、全会一致にて原案どおり決しました。ここで委員長報告に盛り込むべき事項がありましたら御意見を願います。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 つづきまして、認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について及び認定第3号令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について並びに認定第4号令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。それでは認定1号の歳入から順に審査結果を報告いたします。サイドブックス予算決算委員長報告書(認定第1号歳入)を御覧ください。では報告いたします。御報告申し上げます。認定第1号のうち、付託されました一般会計の歳入の審査において賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。各種債権において、収入未済額の早期解消に向けて、様々な策を講じて縮減に努めていると認められるが、長期間にわたり収入未済となっている債権については、財政健全化の観点から、不納欠損の手続を今後段階的かつ、適切に取り組むように努めること。広告掲載事業収入は、貴重な自主財源の一つであることから、引き続き財源確保に努めること。以上で報告を終わります。それでは、次に、サイドブックス総務市民分科会長報告書(認定第1号)を御覧ください。それでは総務市民分科会長より御報告願います。

○奥谷総務市民分科会長 御報告申し上げます。認定第1号のうち、総務市民分科会に付託されました所管分の審査における議論の内容及び結果を申し上げます。当分科会に付託された所管分の審査について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。第2款総務費第1項総務管理費第5目広報広聴費の移住定住促進事業について、各種体験ツアーへの申込者が増えるよう、必要に応じて事業内容の見直しを行うこと。第9目企画費、水郷筑波サイクリング環境整備事業について、多くの方にメタバース・バーチャルつちうらによるサイクリングの疑似体験等をしていただき、本市の魅力を感じていただけるよう、更なるPRを行うこと。買物難民支援事業について、移動スーパーの利用者増に向けた支援に引き続き取り組むこと。第16目空家等対策費について、新たな空家を発生させないた

めに、市民に対し、市の実施している取組について、周知・啓発を行うこと。第20目防災費について、自然災害の頻発化に伴い、防災対応に当たる職員の負担軽減を図るため、民間の気象事業者が提供する気象情報やデータの活用について、調査・研究すること。その他といたしまして、1件ございます。これは総務市民分科会だけの指摘事項ではなく、市政全般にわたった事項ですので、全体の報告書のまとめの中に入れていただきたい意見がございます。内容は、市が交付する補助金についてでございます。補助金については、様々な事業で執行されておりますが、補助金の持つ公共性や公益性という性質を踏まえ、対象事業や方向性について各課で議論を尽くし、必要に応じて対象事業等の見直しを行い、今後の予算執行に反映させること。以上で報告を終わります。

○平石委員長 つぎに、サイドブックス文教厚生分科会長報告書(認定第1号)を御覧ください。文教厚生分科会長より御報告願います。

○矢口文教厚生分科会長 御報告申し上げます。認定第1号のうち、付託されました文教厚生分科会所管分審査における議論の内容及び結果を申し上げます。当分科会に付託された所管分の審査について、賛否を確認したところ、出席委員の全員一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。第3款民生費、第2項児童福祉費の出産・子育て応援事業(伴走型相談支援)については、引き続き、丁寧な支援に努めるとともに、担当の保健師・助産師の充足を図ること。また、マタニティタクシー利用料金助成事業については、利用者が増えているが、更なる利用者の増加に努めること。第4款衛生費、第1項保健衛生費の子宮頸がん予防接種事業については、キャッチアップ接種が今年度で終了となることから、残りの期間において接種率が向上するよう、周知に努めること。第9款教育費、第2項小学校費及び第3項中学校費の小・中学校施設大規模改造事業及び小・中学校長寿命化改良事業については、原材料や人件費等の高騰を考慮しつつ、引き続き、児童・生徒の学校生活に支障がないよう、努めること。また、樹木伐採委託料については、児童・生徒の安全な学校生活を守るため及び近隣住民の支障とならないようにするため、ボランティアの手の届かない部分の伐採は市が責任をもって行うこと。第9款教育費、第5項保健体育費の小学校口腔衛生推進事業のフッ化物洗口については、当初想定されたトラブル等も見受けられず、虫歯予防や将来的な医療費の削減につながることから、教職員の負担が増えないように配慮し、普及拡大に努めること。国民健康保険特別会計、第5款保健事業費、第1項特定健康診等事業費の特定健康診査等事業については、多くの方が健康診査を受診することができるよう、周知に努めること。後期高齢者医療特別会計、第3款保健事業費、第1項健康保持増進事業費の健康診査事業については、多くの方が健康診査を受けることができるよう、周知に努めること。介護保険特別会計、第3款地域支援事業費、第2項一般介護予防事業費の各種事業については、要支援・要介護状態にならないようにするために、事業普及に努めること。以上で報告を終わります。

○平石委員長 次に、サイドブックス産業建設分科会長報告書(認定第1～4号)を御覧ください。では先ほどと同様になりますが、下村委員より代読願います。

○下村産業建設分科会委員 御報告申し上げます。認定第1号のうち、産業建設分科会

に付託されました所管分の審査における議論の内容及び結果を申し上げます。当分科会に付託された所管分の審査について、賛否を確認したところ、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、指摘事項は次のとおりです。第5款農林水産業費第1項農業費の多面的機能支払交付金事業について、事業の周知とともに、地域に対し努力をしていただけるような指導を図ること。第5款農林水産業費第3項水産業費の水産振興対策事業について、霞ヶ浦の水産資源であるワカサギの資源量を回復させるために、関係機関との連携を強化すること。第6款商工費第1項商工費の産業祭開催事業について、現在同時開催としているカレーフェスティバルとの日程及び場所について調査研究をすること。第7款土木費第4項都市計画費の荒川沖木田余線整備事業について、市民の利便性向上のため、早期開通を目指すこと。次に、認定第2号令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について、賛否を確認したところ、全会一致で認定すべきものと決しました。続いて、認定第3号令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について、賛否を確認したところ、全会一致で認定すべきものと決しました。続いて、認定第4号令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛否を確認したところ、全会一致で認定すべきものと決しました。以上で、報告を終わります。

○平石委員長 では歳出について、各分科会長報告への質疑や御意見はございますか。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 ないようでございますので、ここで採決をいたします。認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定については、原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 はい、ありがとうございます。認定第1号は原案どおり決しました。ここで委員長報告に盛り込むべき事項がございましたら、意見のほうをお願いいたします。

○奥谷委員 先ほどの委員長報告の中でも申し上げましたけれども、補助金について、こちらを全体の報告書の中に意見として入れていただきたいと思いますので、御協議お願いします。

○平石委員長 奥谷委員のほうからお話ございました、ただ今の意見は委員長報告に盛り込むようなことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 はい、ありがとうございます。それではそのように盛り込まさせていただきたいと思います。その他ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 つづきまして、認定第2号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 御異議なしと認めます。よって、認定第2号は原案どおり決しました。こちらでも委員長報告に盛り込むべき事項がございましたら意見等をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 よろしいですかね。はい、ありがとうございます。それでは続きまして認定第3号は原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 はい、ありがとうございます。認定第3号は原案どおり決しました。こちらのほうも盛り込むべき事項等ございますか。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 それではつづきまして、認定第4号は、原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 ありがとうございます。認定第4号は原案どおり決しました。こちらのほうも委員長報告に盛り込むべき事項がございましたら、御意見をお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 では委員長報告書をまとめます。まず議案第66号の委員長報告書の取りまとめを行ってまいります。サイドブックス予算決算委員長報告書議案第66号をお開きください。それでは、朗読をさせていただきます。御報告申し上げます。本定例会において、当予算決算委員会に付託されました議案第66号令和6年度土浦市一般会計補正予算(第2回)について、執行部から詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。以下、その審査の経過と結果について御報告申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ16億8,612万7,000円を追加し、総額を602億2,990万6,000円とするものであり、当初予算に見込めない事業費等を補正計上するものであります。歳入の主な内容について、御説明申し上げます。第16款国庫支出金、第1項国庫負担金は、介護保険特別会計の前年度精算に伴う、低所得者保険料軽減負担金の増であります。第2項国庫補助金は、産後ケア事業に係る母子保健衛生費補助金のほか、小中学校の学校保健特別対策事業費補助金などの増であります。第4項国庫交付金は、国による物価高対策に係る重点支援地方交付金及び住宅・建築物の耐震化に係る社会資本整備総合交付金の増であります。第17款県支出金、第1項県負担金は、介護保険特別会計の前年度精算に伴う、低所得者保険料軽減負担金の増であります。第2項県補助金は、既存建築物の耐震診断事業補助金の増であります。第3項県委託金は、中学校の部活動地域移行等委託金の増であります。第20款繰入金は、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の令和5年度決算剰余金に係る、一般会計への繰入金金の増であります。第21款繰越金は、令和5年度一般会計決算に伴う、繰越金の増であります。次に、歳出の主な内容について、御説明申し上げます。第2款総務費は、市役所旧本庁舎の早期売却に向け、敷地の境界を確定させるための地積測量等委託料の増のほか、令和5年度一般会計決算剰余金を基金に積み立てるための財政調整基金積立金の増などであります。第3款民生費、第1項社会福祉費は、ふれあいセンターながみねの高圧ケーブルなどについて、平成15年の事業開始以降、更新を行っておらず、劣化により停電が発生する恐れがあることから、更新工事を行うための工事費の増などであり

ます。第2項児童福祉費は、産後ケア事業の短期入所型について、利用希望者の顕著な増加が見られ、委託料が不足する可能性が想定されることに伴う委託料の増であります。第5款農林水産業費の機構集積支援事業は、平成28年度に、国の交付金である経営転換協力金を受領した農家が、交付金の要件を満たさなくなったため、返還義務が生じたものであり、交付金を国へ返還するための返還金の増であります。第6款商工費のわくわく茨城生活実現事業は、東京圏からの移住者に対して、移住支援金を交付した方が、3年未満で市外へ転出し、要件を満たさなくなったことから、移住支援金の返還が生じ、国及び県に移住支援金を返還するための返還金の増であります。第7款土木費第2項道路橋梁費の急傾斜地崩壊対策事業は、茨城県が事業主体となり東真鍋地区、木田余地区の急傾斜地崩壊(ほうかい)防止工事を実施しておりますが、木田余地区の工事費が増額となったことに伴う負担金の増であります。第4項都市計画費の建築物耐震化推進事業は、木造住宅耐震診断士派遣事業において、当初予算の10件分に対し、20件の申し込みがあったことから、追加実施に伴う委託料の増であります。第8款消防費は、南分署・荒川沖消防署を統合した新消防署庁舎の候補地選定のための土地鑑定料の増であります。第9款教育費第1項教育総務費は、部活動の地域クラブ活動への移行に向けた実証事業について、茨城県より本市へ政策課題への対応推進のための実証事業として、委託されることに伴う委託料の増などであります。第3項中学校費は、医療的ケアを必要とする生徒が通学する市立中学校に看護師を派遣するための委託料の増などあります。第4項社会教育費は、令和6年度末をもって閉館する配置方針が示されている青少年の家(いえ)解体の事前調査として、アスベストの含有調査を実施するための委託料の増などあります。第2表債務負担行為補正は、施設管理に係る安全性向上や事務の効率化等を図るため、従来は、施設や業務ごとに発注していた保守点検や修繕等の業務について、複数の施設、業務を一括して委託する包括管理業務委託を導入するに当たり、複数年契約を締結する必要があることから、債務負担行為の期間と限度額を設定するものや、放課後児童クラブと放課後子供教室の契約を一体、かつ3年間の複数年とすることにより、委託事業者の長期的視野に基づいた運営や、職員の長期的な雇用、労働条件の向上などを目的として、債務負担行為を設定するものであります。第3表地方債補正は、急傾斜地崩壊対策事業における木田余地区の急傾斜地崩壊防止工事において、工事費が増額になったことに伴い、地方債の限度額を増額するものであります。以上のことから、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。なお、第3款民生費第2項児童福祉費の産後ケア事業については、周知に努め、利用者の増加を図ること。第2表債務負担行為補正の放課後児童クラブ運営委託料及び放課後子供教室運営委託料については、価格競争による利用者へのサービス低下を招くことのないように、入札資格等について、考慮することとの意見がございましたことを申し添えます。以上で報告を終わります。以上となります。報告書の内容はこちらのほうでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 ありがとうございます。それは最終日に議場にて委員長報告をさせていただきますが、委員長報告に対する質疑はできませんので、質疑がある場合はこの場で

お願いをいたします。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 はい、ありがとうございます。それではこの内容で報告をさせていただきます。つづきまして認定第1号から4号の委員長報告書の取りまとめを行ってまいります。サイドブックス予算決算委員長報告書、認定第1号から4号を御準備いただきしたいと思います。それでは、朗読をさせていただきます。御報告申し上げます。本定例会において、当予算決算委員会に付託されました、認定第1号令和5年度土浦市歳入歳出決算の認定について、認定第2号令和5年度土浦市水道事業会計決算の認定について及び認定第3号令和5年度土浦市下水道事業会計決算の認定について並びに認定第4号令和5年度土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について御報告申し上げます。一般会計の歳入については全体会で審査を行い、一般会計の歳出、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計並びに土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、分科会において詳細に内容を審査いたしました。審査に当たりましては、本件認定に係る予算が議会の議決の趣旨に則り、適正かつ効率的に執行され、市民の信託に十分応えるものとなっているなどの諸点に留意し、その内容については、監査委員の決算審査意見書を参考としながら、執行部から会計管理者、関係部課長等の出席を求め、決算書及び審査資料に基づき、詳細な予算執行状況の説明を受け、種々質疑応答を行うなどその内容について慎重に審査を行いました。その結果、付託されました認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号の認定については、全会一致にて原案どおり認定すべきものと決しました。なお、委員会の審査を通じ、今後の市政運営上留意すべき事項として出された意見は次のとおりです。一般会計歳入についての指摘事項を申し上げます。各種債権において、収入未済額の早期解消に向けて、様々な策を講じて縮減に努めていると認められるが、長期間にわたり収入未済となっている債権については、財政健全化の観点から、不納欠損の手続を今後段階的かつ、適切に取り組むように努めること。広告掲載事業収入は、貴重な自主財源の一つであることから、引き続き財源確保に努めること。一般会計歳出についての指摘事項を申し上げます。(1)第2款総務費第1項総務管理費第5目広報広聴費の移住定住促進事業について、各種体験ツアーへの申込者が増えるよう、必要に応じて事業内容の見直しを行うこと。(2)第2款総務費第9目企画費、水郷筑波サイクリング環境整備事業について、多くの方にメタバースバーチャルつちうらによるサイクリングの疑似体験等をしていただき、本市の魅力を感じていただけるよう、更なるPRを行うこと。(3)第2款総務費第9目企画費、買物難民支援事業について、移動スーパーの利用者増に向けた支援に引き続き取り組むこと。(4)第2款総務費第16目空家等対策費について、新たな空家を発生させないために、市民に対し、市の実施している取組について、周知・啓発を行うこと。(5)第2款総務費第20目防災費について、自然災害の頻発化に伴い、防災対応に当たる職員の負担軽減を図るため、民間の気象事業者が提供する気象情報やデータの活用について、調査・研究すること。(6)第3款民生費第2項児童福祉費の出産・子育て応援事業(伴走型相談支援)については、引き続き、丁寧な支援

に努めるとともに、担当の保健師・助産師の充足を図ること。また、マタニティタクシー利用料金助成事業については、利用者が増えているが、更なる利用者の増加に努めること。(7) 第4款衛生費第1項保健衛生費の子宮頸がん予防接種事業については、キャッチアップ接種が今年度で終了となることから、残りの期間において接種率が向上するよう、周知に努めること。(8) 第5款農林水産業費第1項農業費の多面的機能支払交付金事業について、事業の周知とともに、地域に対し努力をしていただけるような指導を図ること。(9) 第5款農林水産業費第3項水産業費の水産振興対策事業について、霞ヶ浦の水産資源であるワカサギの資源量を回復させるために、関係機関との連携を強化すること。(10) 第6款商工費第1項商工費の産業祭開催事業について、現在同時開催としているカレーフェスティバルとの日程及び場所について調査研究をすること。(11) 第7款土木費第4項都市計画費の荒川沖木田余線整備事業について、市民の利便性向上のため、早期開通を目指すこと。(12) 第9款教育費第2項小学校費及び第3項中学校費の小・中学校施設大規模改造事業及び小・中学校長寿命化改良事業については、原材料や人件費等の高騰を考慮しつつ、引き続き、児童・生徒の学校生活に支障がないよう、努めること。また、樹木伐採委託料については、児童・生徒の安全な学校生活を守るため及び近隣住民の支障とならないようにするため、ボランティアの手の届かない部分の伐採は市が責任をもって行うこと。(13) 第9款教育費第5項保健体育費の小学校口腔衛生推進事業のフッ化物洗口(せんこう)については、当初想定されたトラブル等も見受けられず、虫歯予防や将来的な医療費の削減につながることから、教職員の負担が増えないように配慮し、普及拡大に努めること。(14) 国民健康保険特別会計第5款保健事業費第1項特定健診等事業費の特定健康診査等事業については、多くの方が健康診査を受診することができるよう、周知に努めること。(15) 後期高齢者医療特別会計第3款保健事業費第1項健康保持増進事業費の健康診査事業については、多くの方が健康診査を受けることができるよう、周知に努めること。(16) 介護保険特別会計第3款地域支援事業費第2項一般介護予防事業費の各種事業については、要支援・要介護状態にならないようにするために、事業普及に努めること。(17) 市政全般にわたる指摘事項として、市が交付する補助金については、様々な事業で執行されているが、補助金の持つ公共性や公益性という性質を踏まえ、対象事業や方向性について各課で議論を尽くし、必要に応じて対象事業等の見直しを行い、今後の予算執行に反映させること。認定第1号については以上となります。なお、認定第2号及び認定第3号並びに認定第4号についての指摘事項はございませんでした。ただ今本認定案件に係る審査の結果と指摘事項について御報告申し上げます。さて、現在、世界情勢の変化や、石油価格の高止まり、世界規模の物価高騰に加え、国内外における多発する自然災害の発生などに伴い、市民生活への影響が出ており、ひいては本市においても、より厳しい財政状況になることが想定されます。執行部においては、今後の社会情勢を十分に見極め、市政運営に必要な財源の確保とともに、限りある予算内にて事業の必要性、効率性を見極め、適正かつ効果的な事業を行うよう要望し、予算決算委員会の報告といたします。報告書の内容についてはこちらでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 先ほどの補正予算同様、議場での質疑はできません。質疑がある場合は、この場でお願いします。

(「なし」の声あり)

○平石委員長 それではこの内容で報告させていただきます。なお、字句その他の整理を要するものにつきましては、その整理を予算決算委員長に委任されたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○平石委員長 ありがとうございます。それでは以上で予算決算委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。